

教 生 学 第 1 3 6 8 号

令和 6 年（2024 年）12 月 18 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

児童生徒の性的な画像に係る事案の対応について（通知）

このことについては、平成 31 年 2 月「学校における危機管理の手引き（改訂第 3 版）～『17 性的な画像が発見された場合の対応』」に基づき対応いただいているところですが、全道的に SNS 等を通じて児童生徒が性被害に遭う事案が増加傾向にあり、各学校において、性的な画像が保存されている児童生徒のスマートフォンの取扱いなどに苦慮するケースがあると考えられることから、別添のとおり本手引きの内容を改訂いたしました。

つきましては、今後、児童生徒の性的な画像に係る事案の対応につきましては、本資料を参考に適切に対応するようお願いします。

<資料>

○「児童生徒の性的な画像に係る事案の対応について」

（生徒指導係）

（学校安全係）

児童生徒の性的な画像に係る事案の対応について

基本的な考え方

児童生徒の性的画像の流出事案は、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有しており、一刻を争う事態が生じる可能性もあることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求め、連携して対応する。

事案認知時の対応要領

状況の把握

被害申告等で認知

被害申告以外で認知

事情を知る児童生徒からの聴取

管理職に報告

被害児童生徒からの聴取

- 教職員は、速やかに管理職に報告し、必要に応じて、事情を知る児童生徒からの聴取を行う。
- 詳細な状況の把握には、時間を要する場合が多いことから、概要が判明した時点で直ちに管理職に聴取内容を報告する。
- ※ 児童生徒間の噂などで認知した場合は、初期段階での聴取対象を、事情をよく知っている者に限定するなど、情報の流出に配慮して対応する。

- 被害児童生徒に画像が流出した経緯を聞き取るとともに、被害児童生徒の意向を尊重して対応する姿勢を示すことで相談しやすい環境を整える。
- いつ、誰から、どのような要求をされ、どのような画像を撮影・送信等したのか、スマートフォン等に履歴が残っていればその内容を確認しながら聴取を行い、関係する児童生徒を明らかにする。（被害児童生徒等のスマートフォンに残存する性的画像については、下記「性的画像の取扱い」を参考に対応する。）
- ※ 被害状況を聞き取る際には、被害児童生徒が信頼できる教職員が対応し、複数の教職員が同じ話を繰り返し聞くことは避ける。

※ 管理職の対応

- 噂の流布など被害児童生徒の二次被害を防止するため、管理職を中心とした体制を整えて情報管理を徹底する。
- 関係教職員を招集し、把握している情報を共有するなどして組織的に対応する。
- 事故速報基準に該当する事案は、速やかに各市町村教委・教育局を通じて本庁へ報告を行い、必要な指導・助言を得る。
- 学校いじめ対策組織において、いじめとして認知することを検討し、解消に向け、組織的に対応する。

保護者への連絡

- 早期の段階で被害児童生徒の保護者に連絡し、学校が把握している事実や今後の対応方針を伝え、保護者の要望・意見を聴取する。
- 画像の流出などの被害拡大を防ぐため、警察に相談・通報することに理解を求める。
- 警察への相談・通報に理解を示した場合には、学校として把握している情報を警察に提供することや、今後、警察と連携して対応していくことを伝える。
- 被害児童生徒の保護者が警察への相談・通報について、判断に迷ったり、難色を示している場合には、学校としては、関係児童生徒のスマートフォンの確認方法や性的画像の取扱い等について、警察と連携して対応する必要があることを伝え、警察への相談・通報に理解を得よう努める。

警察と連携して対応

警察への連絡

- 被害児童生徒の保護者が警察へ連絡することに理解を示した場合には、速やかに警察へ相談・通報する。
- 相談・通報に当たっては、緊急時を除いて、学校を管轄する警察署の少年事件担当課（生活安全課等）に連絡し、私服警察官の臨場を要請するなど、児童生徒等を動揺させないようにする。
- 警察と情報を共有しながら調査を行い、原因や動機などを明らかにすることで、生徒指導を効果的に行う。
- ※ 警察が捜査・調査中であっても、学校は、児童生徒に必要な指導・支援を行う必要があることから警察とその進め方について協議するなど、双方の対応に支障が生じないよう連携する。

※ 警察への相談・通報を拒否した場合

- 被害児童生徒の保護者が警察への相談・通報を拒否した場合には、保護者の要望に添って、可能な範囲で関係児童生徒からの聴取等を実施することとするが、保護者に対しては、関係児童生徒のスマートフォンの確認方法や性的画像の取扱い等について、警察と連携して対応する必要があること、警察に伝える個人情報については、保護者から承諾を得られた事項のみとすることなどを説明し、警察への相談・通報に理解を得よう努める。

画像を所持する児童生徒からの聴取

- 画像を所持している児童生徒が判明した場合には、速やかに聴取を行う必要があるが、警察の捜査が先行する場合もあることから、聴取に当たっては、警察と連携を図り、その実施方法を打ち合わせるなどして、慎重に行う。
- 学校が児童生徒の所有するスマートフォン等を確認する際には、当該児童生徒又は保護者の承諾を得た上で、当該児童生徒又は保護者の前で行うものとする。
- 画像を所持している可能性がある児童生徒が複数いる場合には、一斉に聴取を行うなど画像の拡散や隠匿を防止するための対策を講じる必要があるが、実施方法等については、上記のとおり、警察と連携を図る。
- 他校の児童生徒が関係していることが判明した場合には、速やかに学校間で情報共有し、連携して対応をする。

性的画像の取扱い

- 児童生徒の性的画像については、児童ポルノに該当し得るもので、法令により、性的目的での所持や他者への提供、製造等が禁じられていることから、その取扱いについては、速やかに警察へ相談・通報し、適切な援助を求める。
- 警察から、性的画像が保存されているスマートフォン等の保全を求められた場合には、所有者である児童生徒及び保護者からの承諾を得た上で、当該児童生徒又は保護者の面前で、警察が到着するまでの間保管する。警察から証拠品として提出を求められた際は、所有者に判断を委ねる。
- 警察から画像等を保全しておく必要がないことが確認できた場合や、被害児童生徒の保護者が学校による削除を求めた場合など、画像等を保全しておく必要がなくなった場合には、速やかに画像を削除するよう指導する。
- ※ 画像を削除する際は、表面上確認ができていないもの以外にも、他の画像保存アプリやSNSアプリ、オンラインストレージサービス（クラウド）等に残存している可能性があることを念頭に、全ての画像を削除するよう努める。
- その他、対応に迷うことがある際は、教育委員会の助言・指導を受け、必要に応じて警察に相談する。